

岩手県選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設について、次のとおり指定した旨、報告があった。

平成22年2月16日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

- 1 市町村名 宮古市
- 2 指定した施設の名称 川内地域振興センター、江繋地域振興センター、宮古市根城農村センター、宮古市長沢農村センター、宮古市箱石林業者センター、宮古市花原市林業者センター、宮古市漁村研修センター、宮古市千鶏コミュニティ消防センター、宮古市民総合体育館、旧愛宕小学校白浜分校、宮古市末前神楽伝承館、宮古市小堀内地区集会施設、宮古市檜内地区集会施設、宮古市林業活力センター